

# 宇土市重層的支援体制整備事業への移行準備事業（相談支援包括化推進） 業務委託仕様書

## 1 委託業務名

宇土市重層的支援体制整備事業への移行準備事業（相談支援包括化推進）業務委託

## 2 業務の目的

分野横断的・複合的問題に関する相談や引きこもりなどに対する継続的な訪問支援に対応するため、市と事業者が協働して、民間事業者としての効率性・柔軟性等を活かしつつ、既存の相談支援機関等の機能を最大限に活用し、地域における相談支援機関を円滑にコーディネートできる相談支援包括化推進員を配置し、複合的な課題を抱える相談者等の支援及びアウトリーチ等を通じた継続的支援を行うことを目的とする。

## 3 委託期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間とする。

ただし、重層的支援体制整備事業（本事業）への移行準備が整い次第、本事業へ移行する場合がある。

## 4 業務内容

### （1）多機関協働の取組

受託者は、相談支援包括化推進員1名を令和5年5月から供用開始予定である「ふくしの相談窓口（仮称）」に常駐で配置し、複合的な課題を抱える相談者等を支援するため、次のアからクまでに掲げる業務を行うこと。

- ア. 相談者が抱える課題（本人及び世帯全体が抱える課題）の把握
- イ. 課題解決に向けた支援計画（プラン）の作成
- ウ. 相談支援機関、庁内関連部署等との連絡調整、連携
- エ. 相談支援機関等による支援内容の把握、調整、指導・助言等の進行管理
- オ. 個別支援会議の開催
- カ. 相談支援包括化推進会議の出席
- キ. 支援に当たっては、個別の相談記録を作成し、管理すること。
- ク. その他相談者等の自立を支援する上で必要な支援の実施

### （2）アウトリーチ等を通じた継続的支援の取組

受託者は、支援関係機関等との連携や地域住民とのつながりを構築し、複雑化・複合化した課題を抱えながらも支援が届いていない人を把握する。また潜在的なニーズを抱える人に関する情報を得たのち、当該本人と信頼関係に基づくつながりを形成するために、本人に対して時間をかけた丁寧な働きかけを行い、関係性をつくることを目指し、次のアからオまでに掲げる業務を行うこと。

- ア. 支援関係機関や地域住民等の地域の関係者と連携した情報収集
- イ. 事前調整
- ウ. 関係性構築に向けた支援
- エ. 家庭訪問及び同行支援
- オ. 引きこもり等に対する継続的な訪問支援

### (3) 相談支援機関等との連携体制の構築

相談支援包括化推進員は、市及び市と関連する事業者と協力して、複合的な課題を抱える相談者等の自立を支援する観点から、地域において、相談支援機関等がそれぞれの役割を果たしつつ、連携した相談支援包括化ネットワークを構築すること。

### (4) 研修の実施

令和5年5月からの新庁舎供用開始時に庁舎内に設置を予定する「ふくしの相談窓口（仮称）」設置までの間、相談支援包括化推進員や市職員、関連する事業者向けにこれまでの同様の事業実施を通じた課題点、対応等を含む研修を実施すること。

また、市と協議の上必要に応じて研修を実施すること。

## 6 実施体制

### (1) 人員配置

相談支援包括化推進員を市の指定する窓口に1名配置すること。なお、相談支援包括化推進員の配置を要さない日及び配置時間は以下のとおりとする。

#### ①配置を要さない日

- ア 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日
- イ 年末年始（12月29日から1月3日まで）

#### ②配置時間

午前8時30分から午後5時15分までの間の1日7時間45分とする。

### (2) 資格

相談支援包括化推進員は、以下のアを満たし、かつイ又はウの要件に該当すること。

- ア 福祉分野における相談支援業務の実務経験を3年以上有している者、又は地域の相談支援機関等を適切にコーディネートできる能力をもつと認められる者
- イ 社会福祉士又は精神保健福祉士又は保健師の資格を有する者
- ウ イと同等の能力を有する者

## 7 委託業務の対象となる費用及び支払時期

- (1) 本事業に必要な人件費、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、負担金、備品購入費、消耗品費、事務手数料等

(2) 相談支援包括化推進員を配置するにあたり、PC、インターネットに接続できる環境等は市で整えるものとする。

(3) アウトリーチ等を通じた継続的支援の取組に関する費用には、事業実施に関する車両リース代、ガソリン代等を含む。

(4) 委託料の支払方法

市は、四半期ごとに委託料を支払う。

## 8 事業実施にあたっての基本的事項

(1) 相談支援包括化推進員が単独で全ての相談を受け付けるということではなく、相談者本人のみならず、育児、介護、障害、貧困、引きこもりなど世帯全体の複合的・複雑化したニーズを的確に捉え、これらを解きほぐし、生育歴などの背景も勘案した本質的な課題の見立てを行うとともに、各相談支援機関と連携しながら、必要な支援をコーディネートすること。

(2) 高齢者や障がい者、子育てといった分野別の相談支援体制の包括化が進む中で、適切な役割分担を図りつつ、これらと連動し、地域全体の包括化を目指すこと。

(3) 複合的な課題を抱えた対象者の多くが地域から孤立し、あるいは複合的な課題ゆえにどこにどう相談すべきか分からないという状況にあることも踏まえ、ネットワークからの連絡体制の整備などを含め、多様な手法により対象者を早期かつ積極的に把握する「アウトリーチ」の考え方を重視すること。

(4) 相談支援包括化推進員は、定期的に各相談支援機関等の関係者間の意見交換を行うこと。また、その業務の遂行に当たっては、既存の相談支援機関等の機能を最大限活用しつつ、これらとの連携・協働により、包括的な支援の具現化を目指すこと。

## 9 事業報告その他

(1) 毎月の事業報告書（月次報告書）を、翌月10日までに提出すること。

(2) 事業年度終了後30日以内に、年間事業報告書を提出すること。

(3) 受託者は、本業務で知り得た個人情報等をはじめとする事項について、秘密を保持し、宇土市の許可なく他に使用してはならず、在職中はもとより退職後であっても何人にも漏洩してはならない。また、業務委託完了後は速やかに破棄すること。

(4) 本仕様書に定めのない事項等，疑義が生じたときは，誠意をもって協議を行い，これを決定する。